

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、
翌日)

目次

◇規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（健康対策課）

◇告示

- 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 理容師試験等に係る指定試験機関の名称の変更（衛生課）
- 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正（健康対策課）
- 保安林の指定の解除予定（三件）（森林保全課）
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（〃）
- 基本測量の実施（管理課）
- 基本測量の終了（二件）（〃）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 県道の供用の開始（〃）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 廃川敷地等の生成（河川課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公安告示

公布された規則のあらまし

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 エイズ検診を受ける者に対しては、当該検診に係る使用料を免除することとした。（第二条関係）

二 市町村その他の団体が実施する健康診断に係る試験検査等について、減額して徴収する使用料の額を次のとおり改めることとした。（別表関係）

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
一 結核予防法による予防接種又は健康診断	一人一回につき	三百八十五円	四百二十五円
二 一件二十人以上の集団検査又は学校若しくは社会福祉施設の給食従事者の検査	一人につき	五百五十円	六百二十円

三 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

エイズ検診	エイズ検診を受ける者
-------	------------

別表中「三百八十五円」を「四百二十五円」に、「五百五十円」を「六百二十円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 行名等	類 別
		題 号	表示された発 行所名		
4763	雑誌その 他の の刊行物	跋められ女子大生	AR-3	アール出版	
4764	"	BIZARR ①	SM-01	株式会社新風俗通 信社	
4765	"	女の秘戯	AW-67	J.T.S出版	
4766	"	床上手	AW-69	J.T.S出版	
4767	"	性域	CZ102	パラダイス倶楽部	
4768	"	花挽歌	CX103	パラダイス倶楽部	
4769	"	CITY MATES 9月号	雑誌コー ド043 58-9	ビズオ出版	
4770	"	URECCO 9月号	雑誌 0185 1-9	大洋図書	
4771	"	ギヤル大通信 11月号	雑誌コー ド128 05-11	株式会社日本出版 社	

4772	"	URECCO 12月号	雑誌 0185 1-12	大洋図書
4773	"	おたのしみ生撮女子高生 12月号	雑誌 0213 3-12	株式会社サン出版
4774	"	ザ・ビツマガZINE Caren 倶楽部 12月増刊号	雑誌 1405 8-12	株式会社大洋書房
4775	"	ラクショソクラブ 1月号	雑誌 0111 3-01	株式会社サン出版
4776	"	オレソジ通信 1月号	雑誌 0211 89-11	株式会社東京三世
4777	"	熟写ボーイ 1月号	雑誌 0701 55-11	株式会社東京三世
4778	"	スーパードキカルズ・ナウ 4月号	雑誌 1544 1-4	ジュンポ出版株式会社
4779	"	ベストビザオ 4月号	雑誌 1797 9-4	三和出版株式会社
4780	"	激写通信 5月号	なし	青春画報
4781	"	COMICアットーテキ 4月号	雑誌 1138 67-4	光彩書房
4782	"	COMICアットーテキ まんがDAISUKI 4月増刊号	雑誌 1138 68-4	光彩書房
4783	"	漫画クリスタ 4月春号	雑誌 0836 7-04	光彩書房
4784	"	COMIC SHAKE コミック・ショコラ 2月増刊号	雑誌 1378 2-2/13	株式会社東京三世
4785	"	COMIC SHAKE 4月号	雑誌 1378 1-4	株式会社東京三世
4786	"	COMIC Beat 4月号	雑誌 1138 95-4	株式会社東京三世
4787	"	実話恐怖コミック コミック・ボビー 2月号増刊	雑誌 0510 2-2	株式会社桃園書房

4788	ビザオナー	メイトイソスケン 大顔ソヤ祭	AO-005 株式会社アロック
------	-------	----------------	--------------------

(注) 指定番号欄の○印は、少年少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第三百九号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第四条の五第二項及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第四条の五第二項の規定に基づき、理容師試験及び美容師試験の実施に関する事務の全部を委任した指定試験機関から、名称を変更する旨の届出があったので、理容師法第四条の五第三項及び美容師法第四条の五第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定試験機関の名称

- 変更前 財団法人理容師、美容師試験センター
- 変更後 財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 変更年月日
- 平成五年四月一日

鳥取県告示第三百十号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所、食肉衛生検査所及び衛

生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成五年四月一日から施行する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百九十円」を「二百円」に改める。

鳥取県告示第三百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六九三の五〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字後谷二七六三の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七五〇の一、一七五一の一、一七五二の一

- 一 保安林として指定された目的
 - 二 潮害の防備
 - 三 解除の理由
- 指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）
 第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間
 を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農
 林省令第八八号）第二十条の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区	域	存続期間	面積
若桜野鳥 愛護林鳥 獣保護区	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一 九一から一五二〇一、一五二 一から一五二七まで、一五二七 一、一五二八、一五二九一及び一五三 〇の区域	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一 九一から一五二〇一、一五二 一から一五二七まで、一五二七 一、一五二八、一五二九一及び一五三 〇の区域	平成五年四月 一日から平成 十五年十月三 十一日まで	十ヘクタ ール
智頭野鳥 愛護林鳥 獣保護区	八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二 八四一及び二二八五並びに字瀬戸 田二二五から二二九まで及び二三〇 一、二の区域	八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二 八四一及び二二八五並びに字瀬戸 田二二五から二二九まで及び二三〇 一、二の区域	平成五年四月 一日から平成 十五年十月三 十一日まで	二ヘクタ ール

鳥取県告示第三百十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
 き、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があ
 ったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土基本図作成）
- 二 作業期間 平成五年四月十九日から同年八月三十一日まで
- 三 作業地域 米子市及び境港市

鳥取県告示第三百十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づ
 き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ
 ったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業地域 岩美郡岩美町、八頭郡郡家町及び河原町、東伯郡東伯町及
 び赤碕町並びに日野郡日南町
- 三 終了年月日 平成五年二月二十八日

鳥取県告示第三百十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業地域 倉吉市、米子市及び境港市、八頭郡智頭町、東伯郡関金町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡岸本町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡江府町及び溝口町
- 三 終了年月日 平成五年三月十六日

鳥取県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
河内鳥取線	鳥取市野坂字西丸田五六三一 二地先から同市野坂字大曲り 九四二地先まで	変更前 五・六〇	一九・〇	三六九・〇
		変更後 一〇・七〇	四六・五	三二〇・〇

鳥取県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
河内鳥取線	鳥取市野坂字西丸田五六三一 二地先から同市野坂字大曲り九四二地先まで	平成五年三月三十一日

鳥取県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取計画都市公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する第二十条第二項同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び鳥取土木事務所において縦覧に供する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系一級河川狐川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成五年三月三十日

三 廃川敷地等の位置

鳥取市西品治字田島前(一)八一六一一地先から同字八二一一一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二五八・三一平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならぬ。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	C R 一 気 B A	株式会社ソフエア
"	獅子舞 S V	"
"	ボンバーショット P 一 3	"
"	フイバーキング P	株式会社三共
"	ホルロダー I	"
"	ライフクーク I	"
"	ワンダーランド I	株式会社大一商会
"	メタロック 2	"
"	どくらく BAND	株式会社平和
"	パーチナー	"
"	フイバービクトリー D II	株式会社大同
"	ボンボンガール	株式会社三屋

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】